

第3回 福岡市医療的ケア児等支援協議会〔開催日：令和7年3月6日（木）〕

開会

○事務局より

- ・会議の公開、傍聴等の説明、資料の確認
- ・委員紹介、事務局紹介、第3回の開催にあたり趣旨説明

報告（１）医療的ケア児に対する主な支援の実績等について

※事務局より、配布資料6に沿って説明後、議事に移る。

委員：「福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業」について。令和6年度は6件の助成とのことだが、その内訳は。

事務局：生活介護事業所が4か所、短期入所事業所が2か所である。

委員：「在宅人工呼吸器使用者の非常用電源整備事業」について。対象者は24時間人工呼吸器使用者のみか。24時間使用ではない場合は対象外か。

事務局：福岡市に住民登録がある、在宅で24時間人工呼吸器使用者を対象としている。

委員：24時間人工呼吸器使用者に限らず、サチュレーションモニターや吸入器など、他にも医療電源を必要としている方がいるが、今後対象者の拡大等について検討していく考えはあるのか。

事務局：災害時等を考慮して、まずは24時間人工呼吸器使用者を最優先と位置付けて、本事業を開始している。その他の対象者については、未検討である。

委員：災害時に医療電源が必要となる方は、24時間人工呼吸器使用者のみとは限らない。個人宅や受入先における電源確保について、今後検討を進めていただきたい。

報告（２）「在宅の医療的ケア児者に関する調査」中間報告について

※事務局より、配布資料7～9に沿って説明後、議事に移る。

委員：配布部数について。市内の訪問看護事業所に調査票を配布するにあたって、各事業所における医療的ケア児者の対象者数を把握した上で郵送したのか。

事務局：訪問看護事業所については、「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」及び「福岡市訪問型在宅レスパイト事業」の利用登録者の情報をもとに、対象者分の部数を郵送している。本市が把握できていない医療的ケア児者については、各事業者から連絡をいただき、調査票を追加で郵送している。

委員：在宅レスパイト事業の利用登録者のみが調査対象だと理解していた。

事務局：一部事業者に対して誤解を与えてしまったようで、申し訳ない。

委員：調査票が手元に届かなかったという医療的ケア児者の声を聞いている。訪問看護事業所の案内もれも考えられるが、対象者に十分に行き届いていると言えるのか。

事務局：今回、訪問看護事業所だけではなく、訪問診療を実施している医療機関に対しても調査票の配布を依頼している。多くの医療的ケア児者の手に渡るよう、調査方法については検討の上で行ったが、手元に届かなかった方がいるということについて、反省すべき点があると考えている。

委員：インターネットによる回答も可能としているが、回答にはＩＤが必要なのか。

事務局：インターネットによる回答の場合、同一人物が重複して回答してしまうことを防ぐため、ＩＤの入力を必須とした。

議事（１）医療的ケア児が利用できる社会資源（主に障がい福祉サービス）の不足に関する専門部会の検討状況の中間報告について

※事務局より、配布資料 10～11 に沿って説明後、議事に移る。

委員：特別支援学校の卒業後の受入先の課題について、生活介護事業所等の不足が挙げられるが、学校関係者の意見があればお聞きしたい。

委員：先日卒業した高等部３年生において、生活介護事業所が決まっていない方がいた。障がい児から障がい者になって社会に出ていくにあたって、行き先となる事業所は大体同じようなところとなっている傾向で、新規に受け入れを始める事業所は少ない。先ほど事務局から報告があった補助金について、対象となった事業所の情報があれば、学校関係者としても知りたい。

事務局：「福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業」の交付先については、福岡市のホームページで公表予定である。

委員：学校から事業所側への関わりが足りず、保護者任せになってしまう懸念は考えられないか。

委員：特別支援学校では、担任と進路担当教諭が積極的に事業所の情報を収集しており、実習の調整から卒業後の受入まで、保護者と懇談等で密に話し合いながら取り組んでいるところ。18 歳に到達すると、学校から相談支援専門員へ引き継いでいくことになり、卒業後は相談支援専門員が主体となる。

委員：学齢期から相談支援専門員が関わることで、計画的に卒業後のプランを考えていくはず。引き続き学校側には相談支援専門員との関わりをお願いしたい。

委員：今年1月の博多区での医療的ケア児の死亡事件について、とてもショックを受けている医療的ケア児の母親の話を聞いた。自分の子どもをととても愛して一生懸命にケアをしているが、もしかしたら子どもにひどいことをしてしまうかもしれないと不安になっていた。このように短期入所などの受入先が足りず、追い詰められている保護者は多いと思う。

委員：本協議会が設立して1年が経過したが、今回のような事件の発生を受けて、医療的ケア児者への支援が前に進んでいるのか、疑問に思ってしまう。

委員：本協議会に参加している委員、事務局は皆、今回の事件を痛ましく思い、それぞれの持ち場で一生懸命に医療的ケア児者への支援に努めているはず。

委員：医療的ケア児者に係る課題は広範であり、どこから優先していくべきか判断が難しい。医療的ケアスコアを指標とした医療的ケア区分についても、状態像は様々である。特に重度の医療的ケアを必要とする方については、どこにも受け入れ先がなく、訪問看護でさえ敬遠するような状況にあると思われる。

委員：今後は医療的ケア児者の状態像に応じて、支援策を明確化していかなければ、進展しないのではないかと考えている。

委員：在宅レスパイト事業についても、医療的ケアの程度に限らず、訪問看護事業者への給付は1時間7,500円と定まっている。重度の医療的ケア児者の利用は断り、軽度の医療的ケア児者ばかりにサービスを提供するような事業者が現れてもおかしくないのではないかと。

委員：医療の分野でも、超重症児や準超重症児といった状態に応じて、報酬が異なっている。行政の支援においても、その観点は考慮していくべきだろう。

委員：この場で議論されている医療的ケア児者の支援に係る観点は、どれも重要だろうが、優先度をつけていかなければ、何も解決していかない。各委員の想いは理解するが、議論を進めていくには対象を絞っていくことも必要ではないか。

委員：実際に医療的ケア児を育てている職場の同僚の話を聞くと、受入先が少なく、如何に大変な思いをしているかということが伝わってくる。仮に1日中子どもを預けることはできなくても、短時間でも預かってもらうことができれば、親もリフレッシュして、また明日もと、励むことができる。

委員：学校現場で課題となっている点のひとつに、修学旅行が挙げられる。学校看護師が同行できないため、保護者の付添を依頼することになるが、そのレスパイトとして利用できる訪問看護事業所がなかなか見つからなかった。人材の確保が問題なのか、それとも医療行為以外の見守りに報酬等が算定されないことが課題なのか。

委員：修学旅行に訪問看護事業所の看護師が同行するとすると、宿泊を伴うため、訪問看護事業所は毎日の訪問から人手を割くことになってしまう。長時間の対応となると、休憩時間の確保も難しい。「福岡市医療的ケア児在宅レスパイト事業」において、拡充の年間 144 時間分の利用が修学旅行の同行も対象になると聞いた時、現在の訪問看護事業所側の提供体制では賄いきれないと感じた。

委員：夜間対応もあるため、休憩時間を考慮すると最低 2 人の看護師が同行することになる。しかし、助成は 1 人分しか出ないため、経営上も対応が難しいという判断になる。

委員：年間 144 時間分の利用については、福岡県の拡充に伴って開始したそうだが、修学旅行のような学校行事での利用による課題は、想定が十分ではなかったのではないか。

事務局：通学時や学校行事の際に保護者が同行を求められることについて、レスパイト支援が必要だということから拡充を行っているが、検討すべき課題があることは承知している。

委員：修学旅行にさえ行くことができない、マイノリティの重度の医療的ケア児について、本協議会で議論の優先度を高めて、支援を検討していくべきではないだろうか。なかなか声をあげる機会がない、本当に困っている方にこそ、最初に手を差し伸べていくことを考えたい。

委員：行政としてはマイノリティの問題を優先的に検討していくことは困難な点があるかもしれないが、本協議会での議論を踏まえて、まずは特に重度の医療的ケアを必要とする方々に焦点を絞って、支援を考えていただきたい。

閉会

事務局：本日いただいた意見を踏まえて、医療的ケア児者の状態像を考慮し、まずどのような方々から優先的に支援していくかという観点が重要であると認識した。次回は令和 7 年度の開催を予定する。引き続きの出席をお願いする。